

議案第 73 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

所 在	伊賀市川北 497 番地 1
構造及び面積	伊賀市川北小規模集会施設 木造瓦葺平屋建 103.29 平方メートル

2 相手方

伊賀市川北 492 番地

川北区

代表者 森川 満